

## 令和2年度焼津市市民公益活動事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、地域の活性化や地域の課題解決を目指した自主的かつ自立的な市民活動を推進するため、市民公益活動事業を行う市民活動団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、焼津市補助金等交付規則（昭和60年焼津市規則第1号）及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「市民公益活動事業」とは、地域の活性化又は地域の課題解決を目指し、自主的かつ自立的に行う非営利の事業又は不特定かつ多数の市民の利益の増進に寄与する事業のうち、次のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 第6次焼津市総合計画の基本計画に掲げる施策の推進に資する事業で、市民活動団体が単独又は行政等と協働して行うもの
- (2) 他団体又は他地域においてモデルとなる先進的な事業

(補助対象団体)

第3条 補助対象団体は、次の各号のいずれにも該当する団体とする。ただし、市長が特に認めたときはこの限りではない。

- (1) 市内で活動する構成員が5人以上の団体であること。ただし、子どもまちづくり事業にあっては、高校生以下の子ども3人以上かつサポートする大人2人以上で構成する団体であること。
- (2) 組織の運営に関する規約等があること（子どもまちづくり事業を除く。）。
- (3) 特定の政党若しくは宗教を支持し、又はこれらに反対する活動を行う団体でないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しない団体であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が運営し、又は実質的に運営に関与している団体

イ 暴力団又は暴力団員に対し資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している団体

ウ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる市民公益活動事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表1に掲げるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象事業が次の各号のいずれかに該当するときは、補助の対象としない。

- (1) 同一年度において、国又は他の地方公共団体等による補助、助成その他の財政支援を受けているものである場合
- (2) 事業の効果が特定の個人又は団体に帰属するものである場合
- (3) 専ら営利を目的とし、公益性を欠くものである場合
- (4) 施設等の建設、修復又は整備を目的とするものである場合

(補助率、補助限度額及び補助回数)

第5条 補助率、補助限度額及び補助回数は、別表1に掲げる補助対象事業の区分に応じ、それぞれ同表に定めるとおりとする。

(補助対象経費及び補助額)

第6条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業に要する経費のうち、別表2に掲げるものとする。ただし、次に掲げる経費を除く。

- (1) 団体の存立のための経常的な活動に要する経費
- (2) 事務所等を維持するための経費
- (3) 構成員による会合の飲食費
- (4) 不動産及びその従物の取得に要する経費
- (5) 転売目的で購入する物品にかかる経費

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を申請しようとする者は、次に掲げる補助対象事業の区分に応じる書類を令和2年6月5日までに提出しなければならない。

(1) 子どもまちづくり事業

ア 焼津市市民公益活動事業費補助金交付申請書【子どもまちづくり事業】(第1号様式)

イ 申請する活動の予算書【子どもまちづくり事業】(第2号様式)

ウ その他市長が必要と認める書類

(2) 前号以外の事業

ア 焼津市市民公益活動事業費補助金交付申請書(第3号様式)

イ 事業計画書(第4号様式)

ウ 団体概要書(第5号様式)

エ 収支予算書(第6号様式)

オ 団体の規約、会則又は定款

カ 構成員名簿

キ 報酬規程(補助対象経費に報酬を計上する団体に限る)

ク その他市長が必要と認める書類

(審査委員会の設置等)

第8条 市長は、この要綱による補助金交付の適正化を図るため、焼津市市民公益活動事業審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置する。

2 審査委員会は、前条の申請期限までに提出された全ての申請に係る事業の適否について審査するものとする。

3 前2項に規定するもののほか、審査委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(交付等の決定)

第9条 市長は、前条の規定による審査委員会の審査の結果を踏まえ、補助金の交付又は不交付について決定し、焼津市市民公益活動事業費補助金交付・不交付決定通知書(第7号様式)により申請者に通知するものとする。

(補助対象事業の変更等)

第10条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(1) 補助事業に要する経費の総額の20パーセントを超える変更をしようとするとき。

(2) 補助事業の一部若しくは全部を変更し、又は中止しようとするとき。

2 前項の規定により市長の承認を求めるときは、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 焼津市市民公益活動事業変更・中止承認申請書（第8号様式）

(2) 変更収支予算書（第6号様式）

(3) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、これを承認したときは、焼津市市民公益活動事業変更・中止承認通知書（第9号様式）により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助対象事業が終了したときは、次に掲げる補助対象事業の区分に応じる書類を事業完了の日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月5日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

(1) 子どもまちづくり事業

ア 焼津市市民公益活動事業実績報告書【子どもまちづくり事業】（第10号様式）

イ 収支決算書【子どもまちづくり事業】（第2号様式）

ウ 写真、パンフレットその他の事業の実績を示すもの

エ 領収書又はその写し

オ その他市長が必要と認める書類

(2) 前号以外の事業

ア 焼津市市民公益活動事業実績報告書（第11号様式）

イ 申請する活動の決算書（第6号様式）

ウ 写真、パンフレットその他の事業の実績を示すもの

エ 領収書又はその写し

オ その他市長が必要と認める書類

（補助金の確定）

第12条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、焼津市市民公益活動事業費補助金交付確定通知書（第12号様式）により補助事業者に通知するものとする。

（請求の手続）

第13条 前条の規定による確定通知を受けた者は、焼津市市民公益活動事業費補助金請求書（第13号様式）を、確定通知を受けた日から起算して20日以内に市長に提出しなければならない。

（概算払の請求手続）

第 14 条 補助事業者は、交付決定を受けた補助金の額の原則 100 分の 80 以内において概算払の請求をすることができる。この場合においては、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 焼津市市民公益活動事業費補助金概算払請求書（第 14 号様式）

(2) 資金状況調べ（第 15 号様式）

（決定の取消し等）

第 15 条 市長は、虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたものがあるときは、交付決定を取り消すものとする。

2 前項の場合において既に補助金が交付されているときは、補助金の全額を返還させるものとする。

（帳簿等の保管）

第 16 条 補助事業者は、補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理するとともに、これらの帳簿及び書類を、補助金の交付を受けた年度の終了後 5 年間保管しなければならない。

（補助事業者の責務）

第 17 条 補助事業者は、補助対象事業終了後に実施される報告会に出席し、補助対象事業の内容及び成果を報告しなければならない。

2 前項のほか、補助事業者は補助対象事業の内容及び成果を積極的に公表するとともに、当該団体に代わり市が公表を行う場合は、これを承諾するものとする。

3 補助事業者は、自主的かつ自立的な活動の実施のため、講座や研修等へ積極的に参加し、自己の研鑽に努めなければならない。

（補則）

第 18 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和 2 年度分の補助金に適用する。

附 則（令和 2 年 5 月 12 日告示第 164 号）

この告示は、公示の日から施行する。

別表1（第4条、第5条関係）

補助対象事業	事業の内容	対象団体	補助率	補助限度額	交付回数	備考	
公益活動事業	公益性の拡充を図り、社会的課題や市民ニーズを捉えて実施される事業	公益活動事業に取り組む市民活動団体等	2/3以内	200,000円	5回	交付回数は、平成24年度から起算するものとし、平成30年度及び平成31年度焼津市市民公益活動事業費補助金の交付団体にあつては、公益活動事業区分の団体のみ算入するものとする。	
子どもまちづくり事業		子どもが中心となって対象事業に取り組む団体		50,000円		この事業枠で交付を受けた場合には、他の事業枠の交付回数に算入しない。	
地域まちづくりモデル事業		複数の自治会で形成し、広域で対象事業に取り組む団体		300,000円			
地縁コミュニティ事業		地縁によってつながりを持つ団体が地域課題に取り組む事業で既存の活動のレベルアップを図るもの		自治会単位で構成され、地縁によってつながる団体		200,000円	交付回数は、令和2年度から起算する。
やいづクリーンアップ事業		地域の歩道、河川の清掃や植樹等の環境美化活動に新たに取り組む事業		市民活動団体や市内企業等		100,000円	制限なし

補足

- 1 補助の対象となる額は、別表1により算出した額と、別表2に掲げる費目の対象経費から寄付金等を控除した額のいずれか低い額とする。
- 2 算定した補助額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額を補助額とする。

別表2（第6条関係）

費目	補助の対象となる経費の例
報酬	事業従事者への日当（団体が定める基準に基づき支払われたものに限る。）
報償費	外部講師及び専門的技術を有する協力者等への謝礼（団体としての自己啓発のみを目的とした外部講師等への謝礼は除く）
旅費	外部講師等への交通費及び宿泊費（実費を限度とし、原則自家用車の利用を除く）
消耗品費	チラシ等の用紙代、プリンタインク代、事務用品等の購入費及び塗料、木材等事業実施のために必要と認められる材料費
食糧費	外部講師等の飲食代（社会通念上適当と認められるものに限る） 作業等従事者の飲物代（水分補給が必要と認められる場合に限る）
印刷製本費	コピー機の利用料及び業者に発注する印刷代
通信運搬費及び手数料	切手代、郵便代及び物品宅配料 広告手数料、清掃手数料等
保険料	事業実施に係る保険料
委託料	専門的知識・技術等を要する業務を外部に委託する経費
使用料及び賃借料	会場の使用料、機器類の賃借（レンタル）料及び車両の借上料
備品購入費	事業実施に必要不可欠と認められる備品で、管理責任者を明確にしたものの購入費（見積書等、備品購入費の算出根拠となるものを添付すること）
その他	その他市長が必要と認める経費

## 備考

- 子どもまちづくり事業においては、報酬及び備品購入費は、補助対象経費としない。
- やいづクリーンアップ事業においては、報償費及び旅費は、補助対象経費としない。
- 備品購入費に係る補助額は、補助対象経費の総額の3分の1以内とする。